當合

年

六六五五四四三三二二十十十十 ナナナナナナナナナナススニニ 年年年年年年年年年年年年年

以未以未以未以未以未以未以未以未以未

上滿上滿上滿上滿上滿上滿

谷

第

九

1.0	154	75	+5	ル	1			-	124		4D		1
裁判		Olii	六二	八三		八九	四二	一七	=	女	二十	重	
重	六八	一六六	五一九	七七二			二八四	一〇九	411	合計七	一十八年	罪	
	六〇		四六五	八五四		-	EOX.		二六	七年	同二十	被告	
告人	A	100	五四七五	八二二		-	三五三	一二三六		-	一同二十	人	
罪被告人ノ有嫌	(1) March	四一六				-	-		七	五年	同一	,	
漾	六-	90	四四四四	九二二一〇二八		-	三六	- O入	五	PO	十一同	有樣	
	お田	一六八	五〇六	三八一	100		三四〇	三四	八八	年	十一同	(對	
	七二	一四八	四八五	01 -	一、三〇九			1011	八	年	同二十	席	
	樣					身	齒	1	年	7	}	裁判	
	不		5 1街	西伊老		未	總		不		1	15	THE REAL PROPERTY.
		至于至于									有	300	
	詳	ナキ者	アル者	ナキ者	アル者	婚	dila	ŀ	詳	ŧ	羊		
	中山	二七	Ξ	二八一	11071	一二九三	二、六一五		1	男	明治		
		554	1 =	三五		104				女	二十		
	七三	二九	PH PH	三二六	1011011	00111,1	二、九六五			合計	八年		
	九五	二四		三三九	一九一一つ二〇三一〇二三三一〇二二三九一〇二〇三五二一〇三	一五四二	三五〇二、九六五三、一六七三、二七一三、九七三、七二〇三、四			七年	同二十		
	四二	HH	四二	三八八	一、二三九	一、五四二一、六二八一、六一九一、八三三一、六	三二七二		-	六年	同二十		
=	五三	三門	四九	三九二	1、1五〇	一、六一九	三、二九七			Ti	同二十		
三九	1111	110	五二	三四二	10三五	二、八三	一日本、田口			四年	一一一十		
	=	0		=	11711	二一、六	四三二四			三年	同		

同	同	同同明總館						T T	k]	
二十三年	二十四年	二十五年	二十六年	石二十七年	計	計	根室	札幌	函館	青森
=1+	七二	九	F	四二	=		1	1		
二四三	HEE	二五八	三三九	4011	二九六	五	1	-	H	
1011	九五	三元	一四九		一四四	四	1	E	1	1
三五〇	五六二	141	一五四	一九三	11011	1		<u>*</u>	1	八
and the second	一八八			四五	五六		1			
五三	五九	六七	E. O	七三	五七	10			12	*
五三三	五三三	六二四	五九四	五七五	五八四	一四	=	八	=	
1人二	XO:	二八六	三荒	三五〇	三四七	五五	五	八	九	=
P	111	1:	111	六	七		1	1	1	L
1111	二六	11.1	五三	四九	六三	六	1	四	=	
110	110	110	一九	二八	11 🖂		1		1	
九六	八八八	八三	七四	1011	六〇		1		1	1
17114	1 mint 1	一二五三	17141	九二四	七六三	10	江	五	4	1
四七二	四四三	四五六	五六七	五四〇	五六八	一六		四	四	t
六	==1	HH	二四	二七	九	1	1	1	1	L
三、五五二	三、八四九	三、四四七	三、四四七	三、二九六	三〇九三	1011	四四	三五	二六	二十七
四六八	五一九	四四〇四四	五三二	四八九	四二八	1+1	=	29	29	t
八。六七	九。三二	八。二七	八。二〇	せ。七七	七。一八	八。二八	00.111	九。三五	10.4	四。六二

REPRODUCE	UNIVERSAL DE	K MESTERN MAD	THE PARTY OF	and the second	NINKELINGEN.	地大									島廣					P.L.S		Cherchae	
ħ							崎						長		1					屋T	占名		
計	秋田	盛岡	山形	福島	仙臺	計	那覇	宮崎	鹿兒島	熊本	大分	福岡	佐賀		計	松山	松江	山山	廣	計	岐阜	判地所方裁	
1	1	II							,			1	J	1			11		11	1		衆ノ罪	
四七	110	七	七	五	八	1110	1	尼	二七	二五	THE	三五	一四	Ξ	<u></u>		七	1	六			ル偽貨罪造幣スラ	
一四	1		1	P	-0	11111		H .	Ŧī.	八	129	. 10			二四	Ħ.	_	10	八	七	五	ル傷官罪造印スチ	
1111	Ξ	E	五	11		四七	1	六	-11	五五	_	七七	=	[T]	1111	29	1	門六	=	10	五	ルラ宮ノ 2 2 書	
H	-	Ξ	1			H	-	P			1	-	1			11	1		1	五	T.E	ルチ科印私書	
七	-	_		lid.		10	1	=	1	=		-	L	=	五	l s	1	1		五		ス産官ルニ東野財	
六四	七	一八	-b	元九	冱	六四	-	九	四	九	<u>-</u>	111	重	三	<u></u>	六	六	pg ,	五	五五五	10	殺ノ罪傷	
HIII	<u>E3</u>	九	E	i ii	E	五八	-	三	Ξ	六	Ξ	* 六	M	13	=	<i>I</i> I	=	=	E	五	77-	ノ 打 期 割 ス 津 擅	
_	+	1	1	1	1	Ξ	1		1	1	-	J	=			1	11	1	1	-	1	ル捕ニ 罪監人 禁サ	
七	Æ.	_		1	1	五五			*	六	1	1	1	1	_				1	29		淫猥褻姦	
24	1		1	Ξ	_	=			1		1			_	Ξ	-	-	11	_	-	1	ル野ニンサスス	
一八	1	1 %	_		1	六	1	1	1		Ξ	_		1	1=	_	1	1	-	<u> </u>		ノ竊罪盗	
五〇	1.1	11	七	10	1.	七一	1	九	七	八		10	[2]		三天	=	10	九	五	六〇	7	ノ強罪盗	
六八	10	111	-ti	1 %	1 🖭	五六	-	六	=	一七	10	1111	==	五	三二	九	七	Ξ	Ξ	三七	九	ノ放罪火	
-	1	1	1	-	1	三	1	1	1	_	1	1	1		邑	=	1	11	1-	三	-1	其他	
HE		,				M				10		_			11	T				7	Dr.	合	
三四〇	芒	九〇	EI O	九六	五	四九二	Ξ	四八	五六	0九	七〇	7	三四	五六	九四	五九	三四	三五	六六	一九七	四四	ルナ上者科ノ	
四九	-	<u></u>	六	=	七	立	1	七	<u></u>	元	0	Ξ	五	=	=	カ	九	九	七	=======================================	七	ルナ上ノ各科ノウザ刑人二人	
八。三五	八。五四	二二。八〇	五。〇六	九。三九	六。二四	七。四八	0。六八	10°七四	五。二九	九。八六	八。六九	八。八三	五。七九	六。八三	四。八八八	六。一七	四。八二	三。六九	四。八三	五。六七	四。五八	付付被告	

民事及刑事裁判 輕罪被告件數及人員 輕罪被告人罪狀及言渡區分

CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR	MERCONAMINA	SACHHIMAG	nautominita cese	SECTION SECTION SECTION	MEDITIONOLISME	NE MERCHANI	BERTSONIA		
罪	ル	ス	害	ヲ監	靜		皇		
官ノ	-1	VI / 400	附加	囚徒	官吏	兇	室	罪!	
掛	生 信	用ノ	刑ノ	逃走ノ	職務	徒	三 作	省	第
ヲ万	斤 ヲ	線 彈	執行	罪 及 罪	ヲ行フ	聚	對	7 (2)	九八八
棄	妨害	チ製造	ヺ遁	人・意	サ妨	衆	ス	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2	スル	シ及所	n	匿スル	害スル	万 次。	n	狀	Luc
	作 罪	有	罪	罪	罪	罪	罪	***	輕罪
" 席	對 對 席 席	n n	n n	h h	11 11	闕對 席席	闕對 席席	到 裁	被被
二〇三 五九	七九六	六九	四、二三三三九九九	七五六	一、〇五九		一七	重禁處	告人
11 1	1 [11		五五八二		11		輕錭	罪狀
一九		— 五 五 五	11	1 =	111	10三六七		罰 金 刑	及言
1 2	-	11	五〇三三	力	1=	11	11	拘留	渡區
1141	11	- =		1_		= 0	11	科料者	分
二二五九	八〇六	一二九七	四二八三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	二九六	一〇六二	一一七七四七	- t	計	28 - 1
			四六		1 19			違管轄	
41	1 1			11	1-1-1			付事豫 二審 送判	
1===	八七六		六九七	五五	一五九	19	11	発 無 及	明治
			四景	11		11	11	消滅 葉却 及	= + x
	1				1-1			留置幾治場	年
4			三五					合	77
二四二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	九〇五	二三九	五、〇四四五、〇四四	三五六五六	三二六	一八八四一	一七	計	

CENTRAL SERVICION DE PRODUCTION DE LA CONTRACTION DELLA CONTRACTIO	1	
同同同同明總	1	1
一年 年 年 年 計 席 席 判		第
前年/殘本年 合計 險事/担 至 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		九七
大大田 10人、大大田 10人、大大田 10人、大大田 10人、大大田 10人、大大田 11五、五 1 日 1 日 1 日 1 日 2 1	13	
(全) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	件	輕
大人 一五 一		罪被
七一〇一一五二三二一一七三九八八八三二三二十七三九八八八三二十二三二十七三九六八八三二十七三九六十二二十七三九六十二二二十七三九六十二二二十七二九六八八三十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二		告
九九 日 二 八 1 1 1 1 1 1 1 1 1		件
大		數及
		人員
- = - カ O = - 3判内 		
五 五 - 九 O =		
1	數	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
ニー・・		明
THE PROPERTY OF THE PROPERTY O		
前年/選 一、九三七三九九二三七三七二四四八六十二三七二四四四八十二十八十二十八十二十八十二十八十二十八十二十八十二十八十二十八十二十	1	治二十八年
年/ 2 本 年 合 計		年
年/ 22 本 年 合 計 二、七七二 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	員	1

50

NEW STREET	64	業、職		2	育		2 2	敦	籍族				様ノ身 有上 各					
DESCRIPTION		I			農		總	不	文学	文	總	不	平	士	總	1		
No. of Concessions	本	2000	屋漁等獵	ス刻	1	_			7	字ョ)	200	
DEMONDE	表同		ノ植	自他不	他人	自己		计	知ラ	知	表现	200			复 表	*	就是 1	
CONTRACTOR	年	業	類木	詳	,	1	計	詳	ズ	ル	計	詳	民	族	計		married A	
National States	中一	四〇川	100	四九	四四〇	11110	二、六二五	THE PARTY	九三二	一、六五〇	二、六二五	七	一、四三九	一六九	二六二五	男	明治	
A CONTRACTOR	度	1011		七0	六七	二九	三五		二九四	五五	三五		三四二二		三五〇	女	二十	
Characters	以上		七	A 17 18			〇二、九六五		1		三五〇二、九		二二十七	九一	二二九	合	八年	
CHANGE	十言	四三五	MONTHS CHESCHER	四八九	五〇七	二四九		四四	二二六二、	、10年1、	、九六五三、	七	、七八〇三、	七八	二、九六五三、二六七	計七	CHICKER	
SESSIENTES	渡ヲ	四六五	一〇八	五二三	四七二	三五	三、二六七	七〇	一二九四	一八八〇三一	三、二六七二	-	九三〇二	二二六	一六七二	1	= +	
CONTRACTOR OF THE PERSON	受	四八五	二二九	四八六	五六九	二七四	14171	1111	四二四、一四二四	一、八二五	三二七二	五	九三〇三、〇五四三、〇八三三、四五九	11111	1411.11	六年		
SPECIFICAL SECTION SEC	ケタ	五		八四三二	H.	三二六	三、二九七		二一、三九	五一、八五四	一三二九	1	NO.	二二〇五	三、二九七	五年	同二	
CONCRETE	n	111111111111111111111111111111111111111	九八八		四二			五二	五二五五		七三	九	台里	五	中三十	四		
COCCO	者	五九〇	五五	五八三	五五三	三六〇	三(七二〇三	七一	= -	二八三七二	III 0114,	=	五九三	五〇	11 OUR.	年三	+	
DOMESTICA	り最	五九一	一六五	三九	五五三	三九三	八四五六	九二	(四二)	九四二	、四五六	1	五二二五	THE	、四五六	车	三十	
NAME OF TAXABLE PARTY.	後ノ			業		100		22		1			職			2	4	
CONTRACTOR OF THE PERSON OF TH	言	總	無	職		ナ	万 秦				1				商)	(
-	渡		職	業知		包	ルズ	テル	本	件:	等教学 一	表示教ニ	准官	官		The same	有	
	一依	- A1	MA	v	1.5	. 1	te al	- 12	200	闘ス	ス術レ技	闘ス	更及	de	गार	1000	一、	
Security and	テ	計	業	ズ	婚	上当	 三	栏	きナ	ルラ	業藝	N	傭	吏	業	4	19.15	
	記載	六二五	二三六	111	三四					一七	二八	五五	0:	四二	= 10	男	明治	
	ス	三五	五				1114		1			1			111	女	二十	
THE STATE OF	4800	〇二、九	九二二			<u> </u>		N. Control		九			101	tm1		合計	八年	
STORY OF THE		五三、	九五	五	世七	7		9	MAIN AN	六	九	H	-	四二		計七		
		一六七二	ELL	七	[12] [13]	= ; ;			*	六	1	一六	二八	三四	二十二	一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	同二十同	
THE SHEET		71141		ĮZĮ.	C C		出出	丘四	S	110	IIII In the last	一八	九六	110	三五二	年	同二十	
		九六五三、一六七三、二七一三、二九七三、七二〇三、四五六	二八八		3h =			- *		二六	114	1		E	_	五年	- 同二十同二十日	_
		中二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	1	七											三四	四年	同二	OEE
		10111	三五六	<u>+</u>	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =			四七		=	三七	二六	八九	0	七	1 = 1	十一一	
		五六	二七三	一六	H. 4	AND SEA	E	八五	=	八	二九		一九	九	041	A STATE OF THE PARTY OF T	同二十	